

子どもの秘密と自我の発達

——権利主張としての意見表明の分析を通じて——

田丸 敏 高*¹, 井戸垣 直 美*², 志満津 陽 子*³

A developmental study on a privacy of children and their ego

TAMARU Toshitaka*¹, IDOGAKI Naomi*², SHIMAZU Yoko*³

キー・ワード：子ども，秘密，自我，発達

Key Words : Children, Privacy, Ego, Development

はじめに

私たちはこれまで、児童期の子どもたちにおける意見表明の発達について研究してきた。教室で他児が宿題をいっぱい出してほしいと言う場面、磁石にくっつくものを発見したことを否定する結論が出されようとする場面、壊していない鳩時計を壊したと言われる場面などを提示し、子どもがどのように意見表明するか、主としてインタビュー法を用いて研究してきた⁽¹⁾。

子どもの意見表明の形態としては、黙ってしまうなどの「未了表現」、怒るなどの「行動表現」、言葉によって自己主張する「言語表現」が見られ、年齢に応じて「未了表現」「行動表現」から「言語表現」へと変化することが示された。さらに、「言語表現」を詳細に分析したところ、意見表明の水準として、①「同意」の水準、②「事実主張」や「否定主張」の水準、③「反問」の水準、④「説得」や「挙証責任の転嫁」の水準をとりだすことができた。そして、低学年から高学年にかけて「同意」の水準から「事実主張」や「否定主張」の水準へと変化し、あるいは「同意」・「事実主張」や「否定主張」の水準から「反問」・「説得」や「挙証責任の転嫁」の水準へと変化する様子が認められた⁽²⁾。

また、意見表明の心理過程には、①事実を認識する、あるいは行為の正しさを判断する「思考過程」と②他者の気持ちをくみとる、あるいは他者に対立して自分の気持ちを表す「感情的な過程」の2つの過程があることも明らかにしてきた。そして、前者に対応しては、「同調」→「感情・態度表明」→「反問」という移行、後者に対応しては「出来事想起」→「事実言及」→「説得」という移行を、意見表明の発達模式図として示してきた⁽³⁾。

*¹発達心理学研究室 Department of Developmental Psychology

*²附属教育実践研究指導センター University of Education Center for Practical Studies and Teaching

*³鳥取県立皆生養護学校 Kaike Protective Care School

以上のような研究の特徴は、意見表明の発達をたんなる思考過程の発達に還元するのではなく、感情的な過程を含む子どもの心理を全体としてとらえようとするところにある。じっさい、子どもが意見表明する際には、逡巡やためらい、葛藤や意見の交替がしばしばみられる。こうした事実は、子どもの意見表明の多様性を示している⁽⁴⁾。それは、思考過程のみから見るのはもちろんのこと、思考と感情の2つの心理機能のアンサンブルと見るとしても十分とは言えない。

ところで、こうした意見表明の心理過程の複雑性に接近するために、本研究では、秘密の意識に関わる場面を設定し、子どもが「知られたくないこと」についてどう考えるか、知られたくないことを知ろうとする人にどのように意見表明するか、明らかにしたい。もし、自分の内面を書き記した秘密のノートを親から見せろと言われたら、子どもはいったいどうするだろうか。これまで、私たちの調査研究において、子どもが自分の権利を守るために何らかの主張をするという場面設定をしてきた。しかし、「～してほしい」という「要望」の背後にある権利意識を明らかにするための問いかけは、インタビューにおいてしてこなかった。今回は、プライバシーの保護や内面の自由を求める場面を設定し、権利意識の現れについても検討してみたい。

意見表明が討論それ自身を目的とするディベートや臨床的なアサーションと異なるのは、それがスキルよりも権利の主張を強調している点にある。子どもの意見表明について権利主張の視点から分析しようとする、子どもを権利の主体として捉え直すことになるわけだが、その際、自我の発達が問題となる。意見は誰かに対して主張されるわけであるが、その誰かを想定するためには自己の内面にふさわしい第2の自我を形成する必要がある。この第2の自我を通じて、自我と他者とは比較され、その関係が見極められる⁽⁵⁾。意見表明は、意見を交換し合うという点においては対等な関係に立とうとするものであるが、それには親を自分の分身にしておくのではなく、別の人格として認める必要がある。複数の第2の自我が存在し、親も他の人々と同じ人間の一人であるという認識が求められる。つまり、自我と他者とを媒介する第2の自我の複数性とその類型がどのように構成されているかによって、意見表明が規定されると思われる。そうした意見表明は、たんに個人が特定の誰かに言いたいことを言うにとどまらず、子どもの1人として大人に向き合うという関係をもつことになる⁽⁶⁾。そうしてはじめて、単なる自己主張とは区別される権利主張としての意見表明にさらに接近できるのではないか。

研究 I

目的

意見表明の発達においては、一方で相手に対立できる感情的な過程、もう一方で事実や自らの正当性を主張できる思考過程の発達が必要である。研究上、場面設定を工夫することによって、比較的分離した形で2つの過程を取り出すことができる。私たちの一連の研究では、意見表明の発達を2つの過程から描いてきた。しかし、実際のところはこうした2つの過程の発達はたんに平行して進行するわけではなく、複雑に絡み合った上で、子どもの自我において統一されていると考えられる。

本研究では、「秘密」ないし「知られたくないこと」に関わる場面設定を工夫し、インタビュー調査を行うものとする。第1に、子どもは、秘密のノートを見せるように求められたときどうするだろうか。親のような身近な相手から迫られたとき、どうするだろうか。また、内面の自由の主張につながるような権利意識の芽生えが見られるだろうか。第2に、子どもにとって、「知られたく

ないこと」とはいったいどのようなことなのだろうか。また、「知られたくないこと」には年齢的な違いが見られるのだろうか。これらを明らかにすることを通じて、子どもの意見表明に関わる自我の発達について検討したい。

方法

【被験児】鳥取市A小学校児童(表1)

【日時】1999年9月

【場所】鳥取市A小学校内の教室

【手続き】インタビュー法をもちいて1人あたり20分程度の調査をおこなった。調査の際は絵カードを用い、対話過程をカセットテープレコーダーで録音した。なお、本報告で検討するのは以下の質問項目である。

表1 児童数

学年	男	女	計
1年	4	2	6
2年	5	2	7
3年	4	4	8
4年	11	7	18
5年	7	13	20
6年	6	5	11
計	37	33	70

人

〈質問項目〉

1. 秘密

今日、学校で友だちとケンカをしました。〇〇ちゃんは秘密のノートに友だちの悪口をいっぱい書きました。ところが、お母さんが秘密のノートを見つけて「お母さんに見せなさい」と言いました。〇〇ちゃんはどうしますか?それはどうしてですか?

2. 知られたくないこと

(以下のそれぞれについて)これは人に知られたくないと思いますか。

- (1)新しい洋服を買ってもらったこと
- (2)忘れ物をしてしまったこと
- (3)テストで悪い点をとったこと
- (4)先生にほめられたこと
- (5)今おなかが痛いこと
- (6)ある男の子/女の子のことを好きだと思っていること
- (7)きょうだいなんていなければいいと思ったこと
- (8)家出したいと思ったこと

結果

1. 秘密

「お母さんが秘密のノートを見つけて“見せなさい”と言ったら、〇〇ちゃんはどうしますか?」という質問に対する回答は、『見せる』『条件付き見せる』『見せない』『わからない・沈黙』の4つに分類された。『条件付き見せる』には「悪口の部分は見せない」「書いていない白いところを見せる」などの回答が分類された。

1年では『見せない』が4人、『見せる』が2人であった。2年では『見せない』が5人、『見せる』が2人であった。3年では『見せる』『見せない』が各3人、『条件付き見せる』『わからない・沈黙』が各1人であった。4年では『見せない』が10人、『見せる』が5人、『わからない・沈黙』が1人であった。5年では『見せない』が9人、『見せる』が8人、『条件付き見せる』が1人であった。6年では『見せる』が6人、『見せない』が3人、『条件付き見せる』が1人であった。(表2)

表2 秘密のノートを母親に見せるか？

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
見せる	2	2	3	5	8	6
条件付き見せる	0	0	1	0	1	1
見せない	4	5	3	10	9	3
わからない・沈黙	0	0	1	1	0	0

人

表3 秘密のノートを見せない理由

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
感情に基づく理由	2	4	2	5	5	0
内面の自由につながる理由	1	0	1	3	2	2
わからない・沈黙	1	0	0	2	1	0

人

また、母親には秘密のノートを『見せない』と回答した児童に対して、「なぜ見せないのか？」という質問をおこなった。見せない理由についての回答は、「見せるのがイヤだから」「見せて怒られるのがイヤだから」というような『感情に基づく理由』、「秘密だから」「自分の心の中のものだから」というような『内面の自由につながる理由』、『わからない・沈黙』の3つに分類された。

1年では『感情に基づく理由』が2人、『内面の自由につながる理由』『わからない・沈黙』が各1人であった。2年では『感情に基づく理由』が4人であった。3年では『感情に基づく理由』が2人、『内面の自由につながる理由』が1人であった。4年では『感情に基づく理由』が5人、『内面の自由につながる理由』が3人、『わからない・沈黙』が2人であった。5年では『感情に基づく理由』が5人、『内面の自由につながる理由』が2人、『わからない・沈黙』が1人であった。6年では『内面の自由につながる理由』が2人であった。(表3)

2. 知られたくないこと

各質問について「知られたくない」と述べた回答を学年別に示すと、表4のようになった。新しい服を買ってもらったことについて「知られたくない」と回答したのは、1年が1人(17%)、2年が2人(29%)、3年が1人(13%)、4年が2人(13%)、5年が1人(5%)であった。忘れ物をしてしまったことについては、1年が2人(33%)、2年が5人(71%)、3年が3人(38%)、4年が5人(31%)、5年が9人(47%)、6年が3人(30%)であった。テストで悪い点をとったことについては、1年が4人(67%)、2年が1人(14%)、3年が4人(50%)、4年が8人(50%)、5年が11人(58%)、6年が6人(60%)であった。先生にほめられたことについては、1年が2人(33%)、2年が2人(29%)、4年が5人(31%)、5年が6人(32%)、6年が1人(10%)であった。今おなか痛いことについては、1年が2人(33%)、3年が1人(13%)、4年が4人(25%)、5年が7人(37%)、6年が4人(40%)であった。ある人のことを好きだと思っていることについては、1年が4人(67%)、2年が6人(86%)、3年が6人(75%)、4年が16人(100%)、5年が17人(89%)、6年が7人(70%)であった。きょうだいなんていなければいいと思ったことについては、1年が3人(50%)、2年が3人(43%)、3年が2人(25%)、4年が8人(50%)、5年が7人(37%)、6年が2人(20%)であった。家出したいと思ったことについては、1年が5人(83%)、2年が4人(57%)、3年が5人(63%)、4年が10人(63%)、5年が10人(53%)、6年が5人(50%)であった。

全学年をあわせて「知られたくない」と回答した割合が高い順に示すと図1のようになった。

表 4 知られたくないこと

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
(1)新しい洋服を買ってもらった	1(17)	2(29)	1(13)	2(13)	1(5)	0
(2)忘れ物	2(33)	5(71)	3(38)	5(31)	9(47)	3(30)
(3)テストで悪い点	4(67)	1(14)	4(50)	8(50)	11(58)	6(60)
(4)先生にほめられた	2(33)	2(29)	0	5(31)	6(32)	1(10)
(5)今おなかが痛い	2(33)	0	1(13)	4(25)	7(37)	4(40)
(6)ある人のことを好きだ	4(67)	6(86)	6(75)	16(100)	17(89)	7(70)
(7)きょうだいなんていなければ	3(50)	3(43)	2(25)	8(50)	7(37)	2(20)
(8)家出したい	5(83)	4(57)	5(63)	10(63)	10(53)	5(50)

人(%)

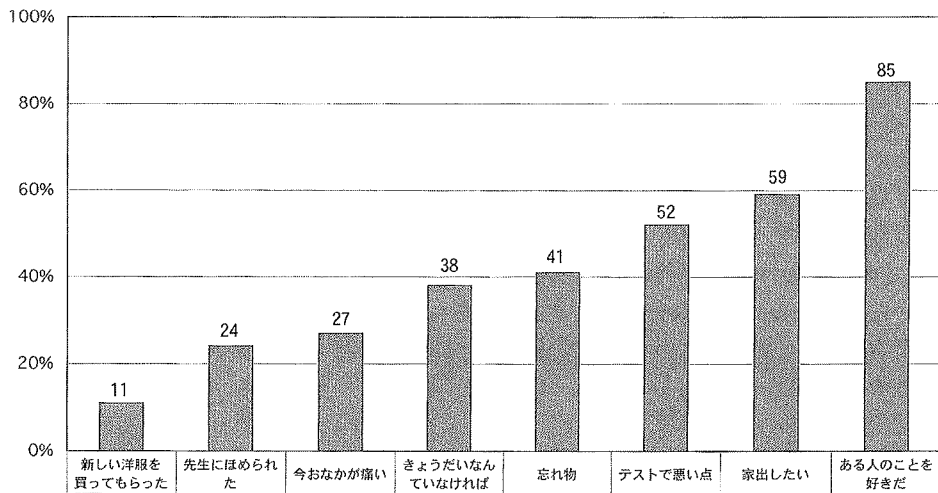


図 1 知られたくないこと

考察

一般に、プライバシーの保護については、幼児期においてはほとんど主張されず青年期においてより強く主張される。その間にある児童期においては、プライバシーの保護に関する主張が漸増していくものと予想される。しかし、本調査においては学年があがるにつれて「秘密のノートを見せない」という主張が増加する傾向は認められなかった。ただし、概して言えば、6年をのぞいて「見せる」という主張よりも「見せない」という主張の方が多くみられた。つまり、児童期全体を通じて「見せない」という主張が多く認められたわけである。このことは、いったい何を意味するのであろうか。

第1に、プライバシーの保護を求める主張が「見せない」という主張と必ずしも一致するわけではない。現に、以下に事例で述べるように「見せない」という主張の中には、プライバシーの保護を求める主張だけでなく、たんに感情的に「イヤだ」という回答もかなり含まれている。第2に、「見せる」という主張がプライバシーの保護を求めているとも限らない。

秘密のノートを母親に見せる理由について「怒られるから」と述べる子どもは、プライバシーの保護を心の中では求めているも、母親をおそれてプライバシーの権利を主張できないのかもしれない。

このように考えると、秘密のノートを「見せる」「見せない」だけではなく、その理由の分析が重要となってくる。結果においては、主として『感情に基づく理由』と『内面の自由につながる理由』に分類し、子どもが秘密のノートを見せない理由について学年的特徴を明らかにした。ここでは、個々の事例に基づいて「見せない」理由について検討し、プライバシーの保護に至る主張すなわち内面の自由を求める主張への発達をあとづけてみたい。

1. 感情に基づく理由について

ここでは、母親に秘密のノートを見せない理由として『感情に基づく理由』を述べた回答について、事例をあげながら検討する。

(1) 自己の感情についてのみ言及

M. A. (1年・女)

どうする?—「イヤだって言う。」—どうして?—「見たらイヤだ。」—お母さんが“見せなさい”って言うのに、見せなくていいのかなあ?—「ぐずる。」

本児は「見たらイヤだ」と述べている。「イヤ」という自分の感情を述べているが、母親がノートを見る行為自体がイヤなのか、母親がノートを見た後のことを思い浮かべるとイヤな気持ちになるのか、「イヤ」という感情が何に起因しているのか本児は語らない。何がイヤなのか言及していないことから、本児の回答は未分化であると考えられる。そのため、ことばを用いて母親を説得することができず、「ぐずる」という態度を示すことによって秘密のノートを「見せない」ことを主張しようとする。

Y. T. (2年・男)

どうするかな?—「イヤだ。」—どうして?—「見せたくないから。」—どうして見せたくないのかな?—「人の悪口がいっぱい書いてあるから。」

本児は、「人の悪口がノートに書いてあるから見せたくない」と述べている。本児にとっては、母親と自分との関係よりも、秘密のノートに書いた内容が問題なようである。

(2) 母親との関係について言及

O. T. (3年・女)

どうしますか?—「…ノート破る。」—ノートを破るってことは、お母さんには見せないってこと?—「うん。」—お母さんが見せなさいって言うてるのに、お母さんに見せなくていいの?—「うん。」—ノートを破るのはどうしてかなあ?—「……見られたくないから。」—ピリって破って、そのノートをどうする?—「ごみ箱に捨てる。」—お母さんが見せなさいって言っても、見せなくていいのは、どうしてかなあ?—「怒られるから。」—怒られるのこわい?—「うん。」

本児は、「見せたくない」という自分自身の思いを述べているだけでなく、「母親に怒られるのがこわい」というように母親との関係についても述べている。秘密のノートを見せたくないという感情だけでなく、母親に怒られるのがこわいという気持ちを理由にあげながら「見せない」ことを主

張する。

Y. H. (4年・男)

どうですか?—「見せて…」—見せる?—「うん。」—見せて—「あっ! 違う。その秘密のノートをご(服の中)に隠す。」—それはどうして?—「お母さんが怒ったらいけん。」—そうか。お母さんが見せなさいって言うてるのにな、見せなくてもいいか?—「で、隠して、僕も隠れる。または、家の中を走り回る。」—走り回るといのは?—「逃げる。」—じゃあな、中に友だちの悪口とか書いてなかったら、見せる? 秘密のノートを。—「うん。」—それはどうして?—「お母さんが怒らんとするけえ。」

本児は「秘密のノートを見せる」と答えようとしたその瞬間、ノートを見せたときの母親の顔が思い浮かび「ノートを隠す」というように回答を途中で替えている。ノートを見せない理由は「お母さんが怒るといけないから」であり、秘密のノートであるにも関わらず「お母さんが怒らなければ見せる」とも述べている。本児にとって秘密のノートを見せるかどうかという問題は、内面の自由として秘密を守るという問題ではなく、母親に怒られるかどうかという問題なのである。

U. H. (4年・女)

どうですか?—「見せない。」—どうして?—「えっ、怒るとこわいから。」—でも、お母さんは見せろって言うてるのに、いいのかな?—「うん。」—絶対見せない?—「うん。」

T. K. (4年・男)

どうですか?—「うん、捨てる。」—捨てる?—「捨てる。」—でも、お母さんが見せなさいって言うてるのに、それでもいいのかな?—「うん、オレン家の母さん、こわくないけえ。」

本児らは「母親はノートを見ると怒るだろう」「母親はノートを見せなくても怒らないだろう」と考え、「怒られるとこわい」「もし怒られてもこわくない」という自分の気持ちを述べている。本児らが秘密のノートを見せない理由は、「お母さん-怒る」「お母さん-こわい・こわくない」「こわい・こわくない-見せない」というような自己の感情に基づいた複数の対による思考をもとに表現される。

A. K. (2年・女)

どうですか?—「お母さんに見つからないところに隠します。」—それから?—「それで、見つかりそうになったらほかの場所に隠す。」—どうしてお母さんに見つからないところに隠すのかな?—「友だちの悪口を書いたから…うん、お母さんに怒られるから。」—見つかりそうになったら、また隠すよね。それはどうして?—「見つかったら、すぐに怒られるから。」—お母さんが見せなさいって言うてるのに見せなくていいのかなあ?—「見ないといけない。」—どうしてだと思う?—「どんなこと書いてるか…見るため。」—誰が見るため?—「お母さん。」—でも、お母さんには見られたくないのかな?—「(うなずく)」—でも見せなくちゃいけないとも思ってるの?—「(うなずく)」

本児は「友だちの悪口を書いたことを母親が怒る」と考え、「秘密のノートを隠す」と述べている。しかし、本児は「お母さんは~だから、わたしは~」というように母親の行動を予測し自分の作戦を考えているのではなく、「悪口-お母さん」「秘密-隠す」という対による思考で回答していると考えられる。また、「母親に見せなくていいのか?」という問いに対し、本児は「(お母さんが)見ないといけない」「(お母さんが)見るため」というように、母親の視点から回答している。このとき、本児の自我においては母親が優勢であり、そのため本児の視点に置き換わった表現となって

いるものと思われる。「秘密のノートは見せない」と述べてはいるものの母親との関係における本児の葛藤がうかがえる。

K. R. (4年・男)

どうする?—「うーん、見せたくない。」—それはどうして見せたくないのかな?—「見せたら、うーん、怒られる。」—どうして、怒られるのかな?—「悪口書いてるから。」—お母さんがね、見せなさいって言うのに、見せなくていいかな?—「いけない。」—じゃあ、どうして、見せなくちゃいけないのかな?—「…早めに言った方がいいから。」—何のことを言うのかな?—「悪口をノートに書いたこと。」

本児は「見せたくない」という気持ちと「見せなくてはいけない」という気持ちの間で葛藤している。しかし、この2つの気持ちは「悪口を書いたことを怒られる」「怒られるなら早めに言った方がいい」というように「怒る母親」という本児の母親像に収束していく。このことから、本児には「悪口を怒る母親」という一面的な母親像しか思い浮かばず、怒られることばかりを気にするだけで、内面の自由という本質的な問題については考えていないことがわかる。

M. H. (5年・女)

どうしますか?—「隠す。」—お母さんには、見せるのかなあ。見せないのかなあ。—「見せない。」—お母さんが見せなさいって言うのに、お母さんに見せなくていいのですか?—「いい。」—お母さんに見せなくていいと思うのはどうしてかなあ?—「自分で解決するから。」—何を解決するのかなあ?—「また、仲直りする。」—そうか。—「で、悪口とか書いたのは全部消す。」—お母さんに見せなさいって言われて隠すっていうのはどうしてかなあ?—「あんまり見られたくない。」—それから?—「お母さんとかに相談するのは、あんまり好きじゃない。」

本児は、秘密のノートについて主に友だちとの関係の中で考えている。母親にノートを見せない理由は「見られたくない」という感情や「母親に言うのは好きではない」という状況に対する反応であり、「見せなさい」と母親に言われても「見せなくてもいい」と考えている。「自分で解決する」という回答から、母親との関係において本児が自立している様子がうかがえる。このように親子関係が「分身」から「対等」な関係へと発達していくことが、内面の自由を意識する前提となる。

(3) 友だちとの関係について言及

K. N. (4年・女)

どうする?—「捨てる。」—秘密のノートを?—「うん。」—どうして?—「後から、人に見せたらな、うんと、友だちできんようになる。」—友だちには知られたくないか?—「うん。」—じゃあ、お母さんに見せたくないのはどうして?—「怒られる。」—お母さんは何を怒ると思う?—「……悪いことしたら、怒る。」—秘密のノートに友だちの悪口を書いたことは悪いこと?—「うん。」—もしな、Nちゃんが秘密のノートを見せたくないのに、お母さんが見せなさいって言っても、Nちゃんはイヤじゃない?—「イヤ。」—どうしてイヤなんだろう?—「バレたら怒られるけえ。」

本児は、ノートを見せない理由をたずねられたとき、「友だち」に関わる理由を最初に述べている。本児にとって、秘密は母親との関係だけでなく友だちとの関係においても意味をもつ。秘密のノートを「人に見せたくない」理由は、「悪口を見られたら友だちがいなくなるかも」という思いと「悪いことをしたら母親に怒られるかも」という思いが混ざりあったものである。本児は「悪口を書くのは悪い」と考えているため、秘密のノートを「見せなさい」と母親にせまられても「内面の自由を脅かされた」とは認識せず、「怒られるのがイヤだ」という自らの感情を述べる。しかし、

本児は「母親と自分」という関係と「友だちと自分」という関係の二重の関係について言及している。

2. 内面の自由の意識

秘密のノートを見せないということは内面の自由を主張しているように思われる。たしかに、見せない理由をたずねられたとき、子どもが内面の自由を意識していると思われる回答が見られる。

ここでは、子どもの意識はどのようにして内面の自由へ向かうのか、事例をあげながら検討する。

T. A. (4年・女)

どうするかな? — 「消す。」 — どうして? — 「悪口書いたのを見せたら怒られちゃうし。」 — じゃあね、秘密のノートなのにお母さんはそれを見てもいいと思う? — 「(うん)」 — 思わない? — 「秘密だから。」

本児は、秘密のノートを見せない理由として「秘密だから」というように同語反復で回答している。本児のように、同語反復であっても「秘密なのだから母親に見せなくてもいい」と考えることが、内面の自由を意識する第一歩となる。

Y. M. (5年・女)

どうする? — 「見せん。」 — どうして? — 「友だちのことをそんなふうに思っとるだけかあ? って言われたらな、イヤだけえ。」 — じゃあな、お母さんが見せなさいって言うのに、見せんくってもいいと思う? — 「うん。」 — どうして? — 「秘密のノートだし、お母さんに見せんでも、別にいいと思う。」 — お母さんに秘密をもつてことはある? — 「うん。」 — そういうことは、絶対言わない? — 「うん。」 — お母さんにも? — 「うん。」 — 友だちとかは? — 「言うときもある。」

本児は、母親と自分の関係と友だちと自分の関係とは異なる態度を示す。秘密にしていることを母親には言わないが、友だちには言うこともある。「秘密のノートを見せなさい」とせまる母親について、本児は内面の自由を脅かされるというよりは「友だちに対する自分の態度を責められている」と考える。すなわち、本児の自我においては、母親との関係よりもむしろ友だちとの関係が優勢であると言えるのではないか。また、「母親に見せなくてもいい」とも述べており、内面の自由に関する意識が芽生え始めていると考えられる。

A. A. (6年・男)

どうしますか? — 「見せない。」 — それから? — 「それから、見せない。」 — どうして見せないの? — 「えっ、秘密だから。」 — でも、お母さんが、見せなさいって言うのに、見せなくていいのかな? — 「はい。」 — どうして、見せなくていい? — 「秘密だから。」 — 秘密なものは、見せなくていい? — 「はい。」 — お母さんが、見せなさいってまた言ってきたら? — 「秘密だからって言って、絶対見せません。」

本児は「秘密は絶対に守る」と述べている。ノートを見せない理由は「秘密だから」という同語反復であり「内面の自由」を直接表現している回答ではないが、「内面の自由」へと意識が向かっている様子がうかがえる。

T. S. (3年・女)

どうしますか? — 「謝りに行く。」 — 誰に? — 「友だち。」 — それはどうしてですか? — 「悪いことをしたから。」 — お母さんには秘密のノートを見せなさいって言われたらどうしますか? — 「秘密のノートだからイヤだ。」 — それはどうしてですか? — 「自分の秘密のことを書くから。」 — お母さんが見せなさいって言う

のに見せなくてもいいのですか？——「はい。」

本児の場合、「悪口を書いたことを友だちに謝る」とことと「秘密は守る」ということの2つを同時に考えている。母親との関係においては、ノートを見せるのはイヤであり見せなくてもいいと述べる。本児は「秘密のノートには自分の秘密のことを書くのだから母親には見せない」という同語反復的な理由を述べることによって内面の自由を主張しようとする。

K. T. (1年・男)

どうしますか？——「うーん、イヤだって言う。」——どうしてイヤだって言う？——「うーん、だって見たらー、見たらねー、僕の秘密の言葉がなくなる。」——お母さんが見せなさいと言ってるのに見せなくていいの？——「うーん、見せた方がいいと思う。」——どうして見せた方がいいと思う？——「…(沈黙)」——お母さんが、Tくんの秘密のノートを見てもいいと思う？——「うん。」——どうして？——「見つけて、見たら。」——見つけて見たらいいか？——「まあえっか、と思う。」

本児は、秘密のノートに書いたことは「僕の秘密の言葉」であり、それを母親に見られるということとは「言葉がなくなる」ことであると述べている。秘密のノートを見られることに対して「自分の中の大切な何かがなくなる」という感じをもっているようだ。秘密のノートに書いた言葉はモノとは区別された自分の「内面」であるが、本児の場合「内面」という表現ではなく、あたかもモノであるように「なくなる」という表現をしている。

S. K. (4年・男)

どうする？——「捨てる。」——どうして？——「えっ、わからなくするために。そんなものはないって言う。」——じゃあ、お母さんに他には何か言う？——「うーん、言わない。」——他には？——「後は、他のノートに秘密のノートって書いてわす。」——お母さんが見せなさいって言うのに、見せなくてもいいの？——「うーん。わからん。」——どうしてお母さんには見せないの？見せずに捨てちゃうの？——「知られたらたぶん怒られるから。」——どうして怒られると思う？——「友だちの悪口書いたりしてるから。」——そっか、じゃ、友だちの悪口じゃなかったら、その秘密のノートは、お母さんに見せる？——「(ううん)」——見せない。それはどうして？——「自分自身の、心の中のものだから。」

本児は、「秘密のノートなんか無い」とウソを言ったり、別のノートを秘密のノートの代わりに見せるというように、自分なりの作戦を用いながら内面の自由を守ろうとする。一方では、友だちの悪口をノートに書いたことを母親は怒るだろうと考え、「怒られるから見せない」と述べているが、悪口を書いていないとしても母親には見せないとも述べている。本児は自分の内面のことを「自分自身の心の中」と表現しており、秘密のノートを見せないことは内面の自由を守ることだと考え始めているのではないか。

T. S. (5年・男)

どうしますか？——「えーっと、お母さんに、何でもくの秘密のノートを見るんだと言って、うーん、自分が嫌いな人の、自分が嫌いなことを書いたりしているのに何で見るんだといいます。」——それはどうしてかな？——「見たらそのお母さんに言っちゃうからイヤだ。」——お母さんが見せなさいって言うのに見せなくてもいいのかな？——「はい。」

本児は「秘密のノートをなぜ母親が見るのか？」と反問することによって内面の自由を守ろうとする。「母親に見せると友だちの母親にまで知られてしまうのではないか」と考え、そのことを「イヤだ」と感じている一方で、「母親には見せなくてもいい」とも考えている。本児は「人に秘

密のノートを見られることが内面の自由を脅かされることである」ということを認識しはじめており、それが「イヤだ」という表現としてあらわれているのではないか。

U. T. (6年・男)

どうしますか?—「この中には、僕の大事なことが書いてあるけー、見せんって言う。」—お母さんに見せなくていいの?—「うーん。わからない。」—秘密のことが書いてあるから、見せないっていうのは、どうしてかなあ?—「わからない。」—わからないけど、でも、お母さんには秘密だから、見せないんだ。—「うん。まあ。」

本児は、母親に見せるべきなのかについては「わからない」と述べている。しかし、「大事なことが書いてある」というように内面の自由を守ろうともしている。T. S. もU. T. も秘密を守ろうとする点においては同じである。(しかし、前者は「自分が嫌いな人の、自分が嫌いなことを書いたりしている」と暴露してしまっているのに対し、後者は「大事なことが書いてある」という一般的な言いまわしで、「内面の自由として秘密は守る」という強い態度を示そうとしている。

研究Ⅱ

目的

幼児期から児童期にかけての子どもたちが、秘密をどのようなものとして考えているか、プライバシーについてどのように自己主張・意見表明するかを明らかにするために、第1に「秘密とは何か」について定義を求め、第2に「知られたいくないことは何か」についてたずね、第3に「自分だけのノートを人から見せてほしい」と言われたときどうするか、について子どもの回答の特徴および年齢的な違いについて明らかにする。こうして、研究Ⅰと同様な質問を別の子どもたちに行うことにより、研究Ⅰの結果の一般性について検討する。また、秘密を明かすように迫る人物を親に設定するだけでなく、友だちという設定もおこない、その違いについても検討する。

表5 児童数

	男	女	計
幼児(5歳児)	7	8	15
小学2年生	6	6	12
小学4年生	6	3	9
小学6年生	6	13	19
計	25	30	25

人

方法

【被験児】鳥取県B幼稚園、C小学校の子ども55人(表5)

【日時】1999年11月

【場所】教室

【手続き】1人あたり10分程度のインタビュー調査を行う。インタビュー過程は、カセットテープレコーダーに録音し、それを起こしたものを資料とした。

〈質問項目〉

1. 秘密

「秘密」とは何ですか?

2. 人に知られたいくないこと

(1)~(4)の項目は、○○ちゃんにとって人に知られたいくないことですか?

(1)ごはんの前におやつを食べてしまったこと

(2)忘れ物をしてしまったこと

(3)仲良しの友だちとけんかしてしまったこと

(4)好きな人のこと

3. 秘密のノート

〇〇ちゃんは、他の人は知らない〇〇ちゃんだけのノートをもっています。

(1)あるときお母さんが、〇〇ちゃんだけのノートを見つけて「見せて」と言いました。〇〇ちゃんは、どうしますか？それはどうしてですか？

(2)あるとき友だちが、〇〇ちゃんだけのノートを見つけて「見せて」と言いました。〇〇ちゃんは、どうしますか？それはどうしてですか？

結果

1. 秘密

「秘密とは何か」という質問に対する子どもの回答は、①「手紙、絵」「ポケモンカードで遊ぶときに秘密って言う」というように具体的な出来事を答える『出来事』、②「内緒」「内緒のこと」というように秘密を内緒という言葉で置き換える同語反復的な『内緒』、③「人に言えないこと」「教えたくないこと」「知られたくないこと」といった説明的な『定義』に分類された。表6は、それを年齢別に示したものである。幼児では、『出来事』が1人、『内緒』が4人、『定義』が10人であった。小2では、『出来事』が3人、『内緒』が2人、『定義』が7人であった。小4では、『内緒』が4人、『定義』が5人であった。小6では、『内緒』が4人、『定義』が15人であった。

2. 人に知られたくないこと

各質問に対し、「知られたくない」と答えた子どもを年齢別に示すと、表7のようになった。「ごはんの前におやつをたくさん食べてしまったこと」については、幼児が12人(80%)、小2が10人(80%)であるのに対し、小4が1人(11%)、小6が4人(27%)であった。同様に、「忘れ物をしてしまったこと」については、幼児が9人(60%)、小2が6人(50%)であるのに対し、小4が1人(11%)、小6が2人(11%)であった。「仲良しの友だちとけんかをしてしまったこと」については、幼児が10人(67%)、小2が8人(67%)であるのに対し、小4が4人(44%)、小6が7人(37%)であった。「好きな人のこと」については、他と異なり、幼児が9人(60%)、小2が9人(75%)であるのに対し、小4が8人(89%)、小6が16人(84%)であった。

表6 秘密の定義

	幼児	2年	4年	6年
出来事	1	3	0	0
内緒	4	2	4	4
定義	10	7	5	15
合計	15	12	9	19

人

表7 知られたくないこと

	質問項目	幼児	2年	4年	6年	計
(1)	ごはんの前におやつをたくさん食べてしまったこと	12 80	10 80	1 11	4 27	27 49
(2)	忘れ物をしてしまったこと	9 60	6 50	1 11	2 11	18 33
(3)	仲良しの友だちとけんかをしてしまったこと	10 67	8 67	4 44	7 37	29 53
(4)	好きな人のこと	9 60	9 75	8 89	16 84	42 76

人
%

3. 秘密のノート

(1)お母さんから「見せて」と言われたとき

この質問に対する回答は、①「見せてあげる」といった『見せる』、②「ちょっとだけ見せる」「恥ずかしくないところだけ見せる」といった『条件付き見せる』、③「イヤだ」「だめ」といった『見せない』、④『わからない』に分類された。表8は、それを年齢別に示したものである。幼児と小2では『見せる』が最も多く、それぞれ10人、5人であるのに対し、小4では『見せる』と『見せない』とがともに4人であり、小6では最も多いのが『見せない』14人(74%)であった。

『見せない』と答えた子どもについて、その理由を聞いたところ、自己の感情に基づいて述べる『感情的な理由』とプライバシーの権利の主張である『内面の自由につながる理由』とに分かれた。表9は、それを年齢別に示したものである。『感情的な理由』をあげた人は、幼児が2人、小2が1人、小4が2人、小6が5人であった。『内面の自由につながる理由』をあげた人は、幼児が1人、小2が3人、小4が2人、小6が9人であった。

表8 お母さんから「見せて」と言われたとき

	幼児	2年	4年	6年
見せる	10 67	5 45	4 44	3 16
条件付き見せる	1 7	2 18	1 11	2 11
見せない	3 20	4 36	4 44	14 74
わからない	1 7	0	0	0

人
%

表9 お母さんに見せない理由

	幼児	2年	4年	6年
感情的な理由	2 66	1 25	2 50	5 33
内面の自由につながる理由	1 33	3 75	2 50	9 64

人
%

(2)友だちから「見せて」と言われたとき

この質問に対する回答は、①「見せてあげる」といった『見せる』、②「ちょっとだけ見せる」「恥ずかしくないところだけ見せる」といった『条件付き見せる』、③「イヤだ」「だめ」といった『見せない』に分類された。表10は、それを年齢別に示したものである。幼児では『見せる』が多く9人(60%)であるのに対して他の年齢では『見せない』が多く、小2が7人(58%)、小4が8人(89%)、小6が14人(74%)であった。

『見せない』と答えた子どもについて、その理由を聞いたところ、自己の感情に基づいて述べる『感情的な理由』、プライバシーの権利の主張である『内面の自由につながる理由』、何が書いてあるかによって違うなど『その他』とに分かれた。表11は、それを年齢別に示したものである。『感情的な理由』をあげた人は、幼児が2人、小2が4人、小4が3人、小6が5人であった。『内面の自由につながる理由』をあげた人は、幼児が1人、小2が2人、小4が1人、小6が5人であった。

表10 友だちから「見せて」と言われたとき

	幼児	2年	4年	6年
見せる	9 60	4 33	1 11	4 21
条件付き見せる	1 7	1 8	0	1 5
見せない	5 33	7 58	8 89	14 74

人
%

表11 友だちに見せない理由

	幼児	2年	4年	6年
感情的な理由	2 40	4 57	3 38	5 36
内面の自由につながる理由	1 20	2 29	1 13	5 36
その他	2 40	1 14	4 50	4 29

人
%

考察

1. 子どもはプライバシーをどう考えるか

結果に示したように、お母さんから「見せて」と言われたとき、『見せる』という回答は低年齢ほど多く、幼児では67%であるが、小6では少数になり16%である。反対に、『見せない』という回答は高年齢ほど多く、幼児では20%であるが、小6では74%である。また、友だちから「見せて」と言われたときの回答の年齢別傾向も同様である。図2は『見せない』とする回答の比率を示したものである。母親に対する場合『見せない』が5割を越えるのは小6であったが、友だちに対する場合はそれが小2であった。このように相手によってプライバシーの主張が増加する年齢は若干異なっているものの、概して言えば、プライバシーの保護についての主張は、幼児期から児童期にかけて増加していくと考えられる。

では、『見せない』理由は何であろうか。

(1) 自己の感情に基づく理由付け

I. N. (幼児・男)

Nくんは他の人は知らない、Nくんだけのノートをもっています。

あるとき、Nくんだけのノートをお母さんが見つけて「見せて」と言いました。Nくんはどうするかな?—「イヤだ。」—それはどうしてかな?—「…知られたら嫌な感じがするから。」—お母さんが、もう一度「見せて」と言ったらどうする?—「イヤだ。」

友だちがNくんだけのノートを見つけて、Nくんに「見せて」と言いました。Nくんはどうするかな?—「それでもイヤだ。」—それはどうしてかな?—「どうしてもイヤだ。」—友だちが「友だちでしょ、見せて」と言ったら、Nくんはどうしますか?—「イヤだ。」

本児は、『見せない』という主張をするとき、母親に対しても友だちに対しても「イヤだ」という自分の気持ちを理由にする。自己主張でも意見表明でも、相手に同調してしまうのではなく、自分の気持ちに気付きそれを表現することが第1歩となる。

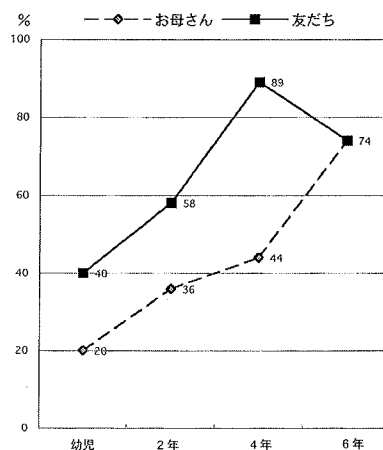


図2 「見せない」割合

A. A. (小2・男)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか? —— 「…うーん、恥ずかしくないとかだけ見せる。」 —— それはどうして? —— 「うーん、恥ずかしいとこ見せたら、何か笑われて恥ずかしいから。」 —— じゃあ、お母さんが、Aくんが恥ずかしいなと思っているところをね、「見せて」と言ったらAくんはどうする? —— 「大事だからイヤだ。」

本児は、条件付きで「見せる」と言う。恥ずかしいところは見せないで、恥ずかしくないところだけ見せるというわけである。これも感情的な理由を基礎にした自己主張と言える。

同じ感情的な理由でもたんに自分の「イヤだ」という気持ちを述べるだけでなく、相手との関係について言及する場合もある。よく現れるのは「怒られるから」というものである。

S. T. (小4・男)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか? —— 「知らない。」 —— それはどうしてですか? —— 「何か、ばれたらイヤだから。」 —— どうしてイヤだ? —— 「何か、怒られる、どうして見せなかったのかって。」 —— じゃあね、お母さんがもう一度「見せて」って言ったらどうしますか? —— 「見せない、ずーとずーっと見せない、秘密にしとく。」

本児は、怒られるから見せないと言う。怒られるから見せると言う子どもも多いので、「怒られるから」という理由は言葉の上ではプライバシーの保護を主張するものではない。しかし、自分の気持ちを主張している点、さらに相手との関係を考慮している点は、内面の自由を求めることにつながっていく。本児は、友だちに対しては、次のように言う。

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか? —— 「見せません (強い口調)。」 —— それはどうしてですか? —— 「やっぱり、ちょっとイヤだから。」 —— 何で嫌かな? —— 「…とにかくイヤだから。」 —— じゃあ、友だちがもう一度「Tちゃん友だちでしょ、見せて」と言ったら、Tちゃんはどうしますか? —— 「見せる。」 —— それはどうしてかな? —— 「友だちだから、友情がさらに壊れたらイヤだから。」

本児は、相手との関係を考慮しているため、友だちから強く求められると、見せてしまうのである。

(2) 同語反復的理由付け

「秘密は秘密だ」というのは同語反復であるが、「秘密とは何か」について認識しようとしている。ある認識の根拠をもって、秘密の大切さを主張しようとしているところは、ただ「イヤだ」という感情的主張とは区別される。

K. K. (小2・女)

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか? —— 「いいえ。」 —— それはどうして? —— 「…いくら仲良しでも秘密だから。」

本児は、見せない理由を「秘密だから」と言っている。表現は同語反復であるが、理由について思考し始めている。

A. S. (小4・女)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか? —— 「…イヤだ。」 —— それはどうしてですか? —— 「秘密だから。」 —— お母さんがもう一度「見せて」って言ったらどうしますか? —— 「誰にも言わなかったら…」 ——

誰にも言わなかったら?——「いいよ。」

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「見せない。」——それはどうしてですか?——「変なこと言うから。」

本児は、見せないのは「秘密だから」と言う。さらに、秘密かどうかは誰かに言うかどうかにかかっている。したがって、誰にも言わなかったら見せるし、誰かに言いそうだったら見せないということになる。認識的な理由付けは状況や相手による区別に至る。

I. M. (小4・女)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「イヤだ。」——それはどうしてですか?——「自分だけのノートだから。」——自分だけのノートだどうして嫌なの?——「自分だけのことを書いてあるから。」——お母さんがもう一度「見せて」って言ったらどうしますか?——「イヤだ。」

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「…見せない。」——それはどうしてですか?——「お母さんにも見せなかったから友だちにも見せない。」

「自分だけのノートだから(見せるのは)自分だけである」というのは、同語反復的である。しかし、そこで「自分だけのことを書いてあるから」と考えると、秘密の本質に迫るようになる。

(3) 内面の自由

「秘密は秘密だ」という主張は、内面の自由についての認識を通じて、プライバシーの権利の主張につながる。知られたいくないことは見せなくてもいいし、そもそも知られたいくないことがあってもいい。しかし、こうした考え方は低学年には見られない。

N. N. (小4・女)

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「それはちょっと見せない。」——それはどうしてですか?——「あんまり知られたいくないこととか書いてあるかもしれないから。」——友だちが「友だちでしょ、見せて」ともう一度言ったら、Nちゃんは どうしますか?——「悪いけど見せたくないのと言う。」

本児は「知られたいくないことは見せない」と言う。さらに、「友だちでしょ」と追及されても「悪いけど」と言って断れるのは、内面の自由についての意識に支えられているためではないか。

S. K. (小6・男)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「見せません。」——それはどうしてですか?——「えーっと、親にも知られたいくないことがあるから。」——じゃあ、お母さんがもう一度「お母さんに見せて」と言ったらSくんはどうしますか?——「見せれないね。」

本児は、「親にも知られたいくないことがある」という言い方で、内面の自由についてより明確に主張している。こうした認識は、子どもであってもプライバシーが保護されるべきだという権利意識につながっていく。

親に対する権利主張は、男女差もある。男子の場合、母親に対し一方的に拒否的態度を取ること意見表明しやすいが、女子の場合、母親の姿勢にまで踏み込んで意見表明することがある。

N. T. (小6・男)。

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「まあ、イヤだって。」——それはどうしてですか?——「そんなこと言われても嫌なものはイヤだから。」——どうしてイヤだ?——「変なこととか書いてあったりするか

ら。]——お母さんがもう一度「お母さんに見せなさい」と言ったらTくんはどうしますか?——「もういいだろ、ひっこいなって。」

F. Y. (小6・女)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「見せません。」——それはどうしてですか?——「…お母さんでも自分の秘密があるし、だから私にもちゃんと秘密があるから、知らなくてもいいと思う。」——お母さんがもう一度「お母さんに見せて」と言ったらYちゃんはどうしますか?——「見せません。」

2. 母親に対する秘密と友だちに対する秘密

図2に示すように、母親に言われても「見せない」と答える子どもの割合は、幼児が20%, 小2が36%, 小4が44%, 小6が74%であった。半数以上の子どもが「見せない」と答えるのは小6であった。これは、小6ではじめて半数以上の多くの子どもが母親に対してもプライバシーを主張することを示している。

一方、友だちから言われて「見せない」と答える子どもの割合は、幼児が40%, 小2が58%, 小4が89%, 小6が74%であった。友だちに対しては、小2ですでに半数以上の子どもが友だちに対しても、母親に対しても「見せない」と答えていることになる。家族の内外の区別は、比較的早くから始まる。しかし、小6になると「見せない」子どもの割合は同じになるし、「見せる」子どもの割合は母親より友だちに対しての方が高くなる。小6ともなると、子どもによっては友だちの方が秘密を共有しやすい関係になってくるのである。このことは、子どもの自我が友だちを通じて親から自立していくことを示唆している。もっとも、その時の友だちというのは特定の友だちが想定されている。

S. K. (小6・男)

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「えーっと、男友だちだったら、いいかもしれないけど…」——男友だちだったら?——「OKかな、うーんたぶん。」——それはどうしてですか?——「信用できるから。」——女友だちだったら?——「うーん、あんまり話したりしないしね、うーん、そんなに関わりがないから、教えたくない。」

Y. K. (小6・女)

(お母さんが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「イヤだって言う。」——それはどうしてですか?——「いくらお母さんでも見せたくない。」——じゃあね、お母さんがもう一度「見せて」って言ったらどうしますか?——「見せない。」

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか?——「仲のいい友だち、見せるかもしれないけど、そうでなかったら見せないと思う。」——どうして見せる?——「こっそり。」——それはどうしてですか?——「他の人だったら、しゃべってしまいそうだけど。仲のいい友だちだったらしゃべったりしないから。」——じゃあ、普通の友だちが「Kちゃん、友だちでしょ見せて」と言ったらKちゃんはどうしますか?——「ごめん見せられないって言う。」

こうして、友だち一般ではなく特定の友だちとの間でのみ秘密が共有されることになる。しかし、友だちとの間でも知られたくないことがある。そのようなときどうするか、子どもによって分かれてくる。

Y. A. (小6・女)

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか? — 「見せない。」 — それはどうしてですか? — 「…いけないものなら、やばい。」 — じゃあ、友だちが「Aちゃん、友だちでしょ見せて」ともう一度言ったらどうしますか? — 「見せる。」 — それはどうしてですか? — 「…本当はイヤだけど、それで何か嫌われちゃうかもしれないから。」

本児は、友だちに嫌われることを恐れて「見せる」と言う。

N. D. (小6・男)

(友だちが「見せて」と言ったとき) どうしますか? — 「イヤだって言う。」 — それはどうしてですか? — 「やっぱり、恥かしいというか、何となく恥かしいから。」 — じゃあ、友だちが「友だちだろ、見せて」と言ったら、Dちゃんは どうしますか? — 「それは別な問題だろって。」

本児は、「それは別の問題だ」と見せることを拒否する。別の問題と明確に主張できるのは、権利意識に加えて自我の発達が考えられる。

今後の課題

2つの研究を通じて、プライバシーの権利を主張することを可能にする自我発達の問題について整理して、今後の課題としたい。

1. 内面の自由に関する意識

思想・信条の自由をふくめて、人は何を感じ、何を考えるのも自由である。しかし、それは発達した自我を前提としている。はじめは「悪いことを考えてしまうこと」自身が罪であり、母や父に対して申し訳ないことをしていると思っている。また、「秘密をもつこと」自身が悪いことのように思ってしまう。内面の自由を確信できるようになるためには、分身としての親子関係から自立した親子関係への発達が必要である。

2. 親子関係の変化

子は親を自分の分身のように感じている。自分と同じような経験をし、自分と同じような感情に支配されていると感じている。分身は自分の思い通りに動いてくれるし、自分の不足を補ってしてくれる。しかし、こうした関係は主従の関係であり、意見表明の関係ではない。意見表明の関係は、まだ完全には対等ではないが、互いに異なる意見をもっているという点においては対等であり、やがて対等になろうとする関係である。分身の関係から、意見を意見として尊重し合う関係への発達が、内面の自由の意識の前提をなしている。

3. 子どもの代表

親子関係の変化は、教師など他の大人との関係や友人関係の変化を伴っている。親もいろいろな人間の一人であるという認識が親子関係の変化をもたらす。多様な人格を経験し、多面的パーソナリティを形成しつつある子どもは、親に対する子どもというだけでなく、子ども一般の代表として自分をとらえ直す。このとき、子どもは感情的に自己主張するにとどまらず、プライバシーの権利主体としての子どもであると主張することができるようになる。

4. 複数の第2の自我

意見をもつということは、他者も意見をもつということを認めることである。他者の意見と自分の意見とを相互に比較し検討するためには、他者の間でも意見の違いがあることを予測している必

要がある。そのためには、自我と他者とを仲介する第2の自我が複数存在し、分身ではなく自立した存在として認められていなければならない。児童期の子どもにとって、友だち関係の発達重要である。子どもは友だち関係の中で、多様な人格を経験し、多価的パーソナリティを形成していく。

以上より、プライバシーの権利意識が芽生え、それを主張する意見表明が行えるようになるためには、自我の発達が必須であり、幼児期から児童期にかけての自我の発達について、より詳細な研究が求められると言えるのではないか。

文献

- (1)研究成果についてはこれまで3年間、研究室の報告書として発表してきた。
鳥取大学教育学部発達心理学研究室 1997年度報告書「子どもと自己表現」 1998
鳥取大学教育学部発達心理学研究室 1998年度報告書「友人関係と意見表明」 1999
鳥取大学教育地域科学部発達心理学研究室 1999年度報告書「子どもの意見表明と自我の発達」 2000
- (2)田丸敏高・井戸垣直美・田村崇・田中恵子 児童期における意見表明の諸形態とその発達 鳥取大学教育地域科学部紀要(教育・人文科学)第1巻第1号 1999
- (3)田丸敏高・井戸垣直美 児童の意見表明の発達 心理科学第21巻第1号 1999
- (4)井戸垣直美・田丸敏高 小学生の意見表明に関する発達の研究 鳥取大学教育地域科学部教育実践研究指導センター研究年報第9号 2000
- (5)ワロン 浜田寿美男(訳) 身体・自我・社会 ミネルヴァ書房 1983
- (6)田丸敏高 子どもの権利と教育の課題 鳥取大学教育地域科学部教育実践研究指導センター研究年報第9号 2000

(2000年5月1日受理)

